

令和3年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1. 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、時津町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

2. 調達方針の策定

調達方針の策定にあたっては、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して毎年度策定するものとする。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

エ 地域活動支援センター

オ 生活介護事業所

(2) これらに準ずる者として、次のアからエまでに掲げる者とする。

ア 障害者支援施設等で組織し、かつ、障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行う団体

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する特例子会社

ウ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 労働者に占める障害者の割合が20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

エ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4. 調達方法等

障害者就労施設等への発注に関しては、時津町の全組織を対象とし、障害

者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

共同受注窓口を利用する場合においても、障害者就労施設等の取扱いに準じることとするが、共同受注窓口に登録されている町内の障害者就労施設等を優先して指名することを原則とする。また、生産能力の関係等で町内事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口である「長崎県障害者共同受注センター」に登録された町外の障害者就労施設等を活用することができるものとする。

5. 物品等調達目標

令和3年度の調達目標を次のとおりとする。

目標額 2, 200千円

6. 調達実績の公表

調達実績については、時津町のホームページで公表する。

7. 調達の推進

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

8. 担当部署

調達方針に関する担当部署は、総務部行政管理課とする。